

果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会運営管理規程

(目的)

第1条 この規程は、果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会（以下「大会」という。）を開催するにあたり、大会の安全かつ円滑な運営管理を図るため、大会関係者の禁止行為、広告物等の掲示、持ち込み危険物等に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用期間)

第2条 適用期間は、実行委員会が定める大会開催期間（前日の催事を含む。）による。

(適用区域)

第3条 この規程が適用される区域（以下「区域」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 主会場である陸上自衛隊神町駐屯地（山形県東根市神町南三丁目1-1）。
- (2) 実行委員会が定めた大会要項に基づくコース及び沿道。
- (3) 前日の催事会場。
- (4) その他実行委員会が必要と認めた区域。

(適用範囲)

第4条 この規程が適用される関係者（以下「関係者」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 大会に参加する競技者並びにその同伴者。
- (2) 大会運営に携わる役員及び従事者。
- (3) 大会に出店する業者。
- (4) 区域内における観客及び応援者。
- (5) 会場まで送迎する運転手。
- (4) その他実行委員会が必要と認めた者。

(禁止行為)

第5条 区域においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 立入を制限又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 会場内の施設、器物、装置等を汚損又は破損すること。
- (3) 関係者を脅迫、威圧、侮辱、挑発する行為をすること。
- (4) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (5) 実行委員会の許可なく宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧嘩に当たる行為をすること。
- (6) 実行委員会の許可なく商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (7) 実行委員会の許可なく文書、図書、図画、印刷物、その他のものを配布又は掲出すること。
- (8) 所定の場所以外において、ゴミその他の汚物を廃棄すること。
- (9) 所定の場所以外へ車両若しくは自転車を乗り入れ、又は所定の場所以外に駐車若

- しくは駐輪すること。
- (10) アルコールにより酩酊した状態で入場すること。
 - (11) その他会場秩序の保持及び大会の円滑な運営を妨げ、関係者に著しく迷惑、又は危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

(広告物等の展示)

第6条 区域内において次に該当する広告は、表示することを認めない。

- (1) 政党その他政治団体、選挙活動又は宗教活動に関するもの。
- (2) 風俗営業に類するもの。
- (3) 単に意見を主張することを目的とした広告に類するもの。
- (4) 実行委員会が青少年の健全育成に悪影響を及ぼすおそれのあると判断するもの。
- (5) 人権侵害や名誉毀損、各種差別的な内容のもの。
- (6) 反社会的な内容のもの。
- (7) 公序良俗に反するもの。
- (8) 責任の所在、内容等が不明確なもの、又は誇大、不当表示等の表現方法が不適切なもの。
- (9) その他、大会の目的に照らして著しく相当でないと実行委員会が認めたもの。

(持込禁止物)

第7条 区域内において次に掲げるものを持ち込んで서는ならない。

- (1) 銃砲刀剣類、包丁、その他鋭利な物。
- (2) 毒物、劇物その他有害物質。
- (3) 発炎筒、爆竹、火薬その他可燃性の危険物。
- (4) 大会の運営に支障を及ぼすおそれのある横断幕、旗、のぼり旗、看板等。
- (5) その他関係者に迷惑や危険を及ぼすおそれのある物。

(入場の制限等)

第8条 この規定に違反した場合、実行委員会は次の措置をすることができる。

- (1) この規定に違反した者及び大会役員及び大会従事者に従わない者に対して、入場拒否及び退場を命じるなどの必要な措置をすることができる。
- (2) この規程に違反する広告物等の設置物及び持込禁止物について、撤去及び排除を命じるなどの必要な措置をすることができる。

(禁止行為等の告知方法)

第9条 実行委員会は、禁止行為及び制限行為について、大会公式ホームページに掲載するなど、告知するよう努めなければならない。

(補 足)

第10条 この規定に定めのないものは、実行委員会の判断による。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。